

【 投薬 】

389 再生不良性貧血に対するシクロスポリン【内服薬】の算定について

《令和6年11月29日》

○ 取扱い

再生不良性貧血に対する次の場合のシクロスポリン【内服薬】（ネオーラルカプセル等）の算定は、原則として認められる。

- (1) 罹病期間が6か月を超える場合
- (2) 投与期間が16週を超える場合

○ 取扱いを作成した根拠等

再生不良性貧血に対するシクロスポリンの投与については、再生不良性貧血診療の参照ガイド令和4年度改訂版[※]に「免疫病態を疑わせる所見を認める場合には、シクロスポリン（CsA）の高い奏効率が期待できる」旨記載されている。

また、当該医薬品の投与期間については、同ガイドに「投与6ヶ月以後、患者がCsA依存性である可能性を検討しながら慎重に漸減することが薦められる」、「エルトロンボパグ（EPAG）またはロミプロスチム（ROMI）開始後16週間以内に血小板数または網赤血球数の上昇を認めた場合は継続投与し、その後、反応をみながら血球回復がプラトーに達した時点で漸減・中止を試みる」、「16週以内に反応がみられなかった場合は、CsAとメテノロンまたはダナゾールへの変更を考慮する」旨記載されている。

上記の記載より、罹病期間が6ヶ月を超える場合や、投与期間が16週を超える場合であっても、当該医薬品の投与は、有用と考えられる。

以上のことから、再生不良性貧血に対する上記(1)、(2)の場合の当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

（※）再生不良性貧血診療の参照ガイド改訂版作成のためのワーキンググループ